

# 新潟焼山火山防災協議会規約

平成 28 年 3 月 22 日制定  
平成 30 年 3 月 15 日改定  
平成 30 年 11 月 7 日改定  
令和 3 年 1 月 8 日改定  
令和 4 年 4 月 1 日改定  
令和 7 年 5 月 2 日改定

## (目的)

第 1 条 新潟焼山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、新潟焼山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 新潟焼山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 新潟県及び長野県の都道府県防災会議が法第 5 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 新潟県糸魚川市及び妙高市並びに長野県小谷村（次項において「構成市村」という。）の市町村防災会議が法第 6 条第 3 項の規定に基づき同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 噴火による災害が発生又は発生が予想された場合における避難指示等の発令及び警戒区域の設定についての構成市村への技術的助言に関する事項、並びに災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後の復興に関する協議会構成機関相互の連絡調整に関する事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

## (協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長 1 名及び副会長 1 名を置く。
- 3 会長は、新潟県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、糸魚川市長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が

欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会の下に、協議会の所掌事務について、連絡・協議事項及びその他必要な事項について調整し、委員を補佐するため幹事会を設置する。幹事会は、別表第2に掲げる者で構成する。

- 2 幹事会に、幹事長1名及び副幹事長1名を置く。
- 3 幹事長は、新潟県防災局長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副幹事長は、糸魚川市危機管理監をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐して幹事会の業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(コアグループ会議)

第5条 協議会の所掌事務について、技術的な検討を行うため、協議会幹事会にコアグループ会議を設置する。コアグループ会議は、別表第3に掲げる者で構成する。

- 2 コアグループ会議に、コアグループ会議幹事長1名及びコアグループ会議副幹事長1名を置く。
- 3 コアグループ会議幹事長は、新潟県防災局防災企画課長をもって充てる。
- 4 コアグループ会議幹事長は、コアグループ会議を代表し、その会務を総理する。
- 5 コアグループ会議副幹事長は、新潟地方気象台地震津波火山防災情報調整官をもって充てる。
- 6 コアグループ会議副幹事長は、コアグループ会議幹事長を補佐してコアグループ会議の業務を掌理し、コアグループ会議幹事長に事故があるとき又はコアグループ会議幹事長が欠けたときは、コアグループ会議幹事長の職務を代理する。

(ワーキンググループ会議)

第6条 協議会幹事会に、特別な事項について専門的に研究するワーキンググループ会議を置くことができる。

- 2 ワーキンググループ会議の構成その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議事を進行する。

- 2 協議会へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又は協議会への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の開催)

第8条 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 幹事会へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又は幹事会への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(コアグループ会議の開催)

第9条 コアグループ会議は、コアグループ会議幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 コアグループ会議へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又はコアグループ会議への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、コアグループ会議の運営に関し必要な事項は、コアグループ会議幹事長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の所属機関が行うものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正にあたっては、あらかじめ協議会に諮るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年3月22日から施行する。

(新潟焼山火山防災協議会規約の廃止)

2 新潟焼山火山防災協議会規約(平成25年1月16日策定)は、平成28年3月22日限りで廃止する。

附 則

この規約は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 5 月 2 日から施行する。

(別表第1) 新潟焼山火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	知事	会長
	長野県	知事	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	市長	副会長
	新潟県妙高市	市長	
	長野県小谷村	村長	
地方气象台 (第2号)	東京管区气象台	気象防災部長	
	新潟地方气象台	台長	
	長野地方气象台	台長	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局	河川部河川計画課長	
		松本砂防事務所長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第2普通科連隊	連隊長	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長	
警察本部 (第5号)	新潟県警察本部	本部長	
	長野県警察本部	本部長	
消防本部 (第6号)	糸魚川市消防本部	消防長	
	上越地域消防局	消防局長	
	北アルプス広域消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究 所	教授 片岡 香子	
	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	
交通事業者 (第8号)	東日本高速道路株式会社 新潟支社	支社長	
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	支社長	
交通事業者 (第8号)	えちごトキめき鉄道株式会社	社長	
通信事業者	東日本電信電話株式会社	支店長	

(第8号)	新潟支店		
区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
観光団体等 (第8号)	糸魚川市観光協会	会長	
	早川観光協会	会長	
	小谷村観光連盟	会長	
	糸魚川ジオパーク協議会	会長	
地元警察署 (第8号)	糸魚川警察署	署長	
	妙高警察署	署長	
	大町警察署	署長	
行政機関 (第8号)	北陸地方整備局防災室	室長	
	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	所長	
	国土地理院北陸地方測量部	部長	
	林野庁関東森林管理局 上越森林管理署	署長	
	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	所長	
	上越市防災危機管理部	部長	
	新潟県糸魚川地域振興局	局長	
	新潟県上越地域振興局	局長	
	長野県北アルプス地域振興局	局長	

## (別表第2) 新潟焼山火山防災協議会幹事会構成員

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	防災局長	幹事長
		防災局防災企画課長	
		防災局危機対策課長	
		環境局環境対策課長	
		農林水産部治山課長	
		農地部農地建設課長	
	土木部砂防課長		
	長野県	危機管理部危機管理防災課長	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	危機管理監	副幹事長
	新潟県妙高市	総務課危機管理室長	
	長野県小谷村	総務課長	
地方気象台 (第2号)	新潟地方気象台	地震津波火山防災情報調整官	
	長野地方気象台	防災管理官	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第2普通科連隊	第3科長	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3科長	
警察本部 (第5号)	新潟県警察本部	警備部警備第二課長	
		交通部交通規制課長	
消防本部 (第6号)	長野県警察本部	警備部警備第二課長	
	糸魚川市消防本部	糸魚川市消防署長	
	上越地域消防局	消防防災課長	
火山専門家 (第7号)	北アルプス広域消防本部	北部消防署長	
	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
新潟大学災害・復興科学研究 所	教授 片岡 香子		

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名・氏名	備考
火山専門家 (第7号)	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	
交通事業者 (第8号)	東日本高速道路株式会社 新潟支社	道路事業部事業統括課長	
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	安全推進室長	
	えちごトキめき鉄道株式会社	糸魚川駅長	
通信事業者 (第8号)	株式会社 NTT 東日本一関信越 〔東日本電信電話株式会社新潟支店〕	新潟災害対策室長	
観光団体等 (第8号)	糸魚川市観光協会	事務局長	
	笹倉温泉 龍雲荘 〔糸魚川市観光協会〕	支配人	
	早川観光協会	副会長	
	小谷村観光連盟	事務局長	
	糸魚川ジオパーク協議会	事務局長	
地元警察署 (第8号)	糸魚川警察署	警備課長	
	妙高警察署	警備課長	
	大町警察署	警備課長	
行政機関 (第8号)	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	副所長	
	国土地理院北陸地方測量部	防災情報管理官	
	林野庁関東森林管理局 上越森林管理署	総括治山技術官	
	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	国立公園課長	
	上越市防災危機管理部	危機管理課長	
	新潟県糸魚川地域振興局	地域整備部長	
	新潟県上越地域振興局	企画振興部長	
	長野県北アルプス地域振興局	副局長	

※〔 〕は、協議会と協議会幹事会の委員の所属が異なる場合における、協議会委員の所属名

(別表第3) 新潟焼山火山防災協議会幹事会コアグループ会議構成員

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名・氏名	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	防災局防災企画課長	幹事長
		防災局危機対策課長	
		環境局環境対策課長	
		土木部砂防課長	
	長野県	危機管理部危機管理防災課長	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	消防本部消防防災課長	
	新潟県妙高市	総務課危機管理室長	
	長野県小谷村	総務課長	
地方気象台 (第2号)	新潟地方気象台	地震津波火山防災情報調整官	副幹事長
	長野地方気象台	防災管理官	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究所	教授 片岡 香子	
	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	